



東京海上日動

【JFSM監査会社・JFS規格（※1）の適合証明された組織（事業者）様用】

（※1）JFS規格とは、JFS-A/B規格（食品製造・化学製品製造）、JFS規格（フードサービス）、
タイ向けJFS規格、JFSフードサービス・マルチサイト規格を指します。



JFS規格 適合証明再取得費用補償制度ご請求手続きのご案内

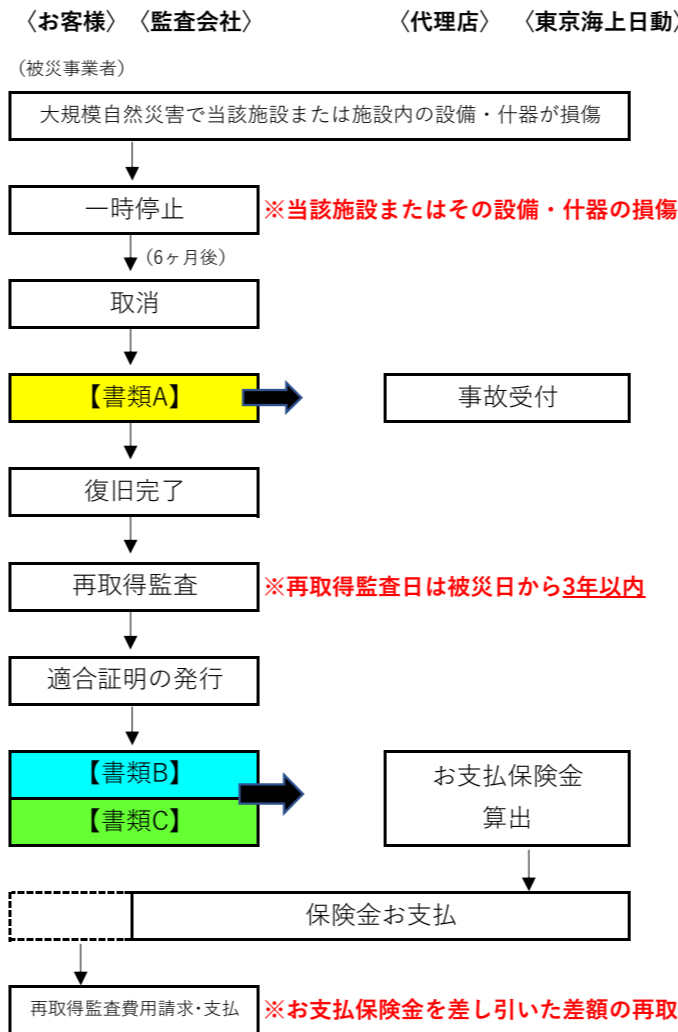
拝啓 平素は格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、掲件保険事故のご請求につきまして、保険金お支払までの流れは以下の通りとなりますので、必要書類をお取り揃えの上、ご送付いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

《I》ご請求手続きの流れ

《II》必要書類



【書類A】 事故報告時に必要な書類

①	JFSMへの取消の監査報告書
②	施設または設備損傷の写真

【書類B】 損害額の確定に必要な書類

③	再取得監査費用見積書
(・)	(②写真で損傷が確認できない場合) 当該施設またはその設備・什器の 交換・修理見積書または請求書
(・)	(A→B等従前規格を変更する場合) 従前規格の監査費用の証明

【書類C】 保険金請求に必要な書類

④	保険金請求書
---	--------

<個人情報の利用目的>

お客様個人の情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害
保険会社間や東京海上グループ内での確認を含みます）、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させてい
たいただきます。

1. 補償内容

万一、内閣府に非常災害対策本部が設置された風災・雹(ひょう)災・雪災・水災（大規模自然災害）によって適合証明された施設または施設内の設備・什器が損傷したことに起因して、適合組織がJFS規格の要求事項に適合しなくなり、監査会社により適合証明が取り消された場合、適合証明の再取得監査費用の一部を補償します。

□補償対象期間：被災日より3年以内に行われた適合証明の再取得監査

□補償額：再取得監査費用*の80%かつ30万円限度 *被災前と同規格の再取得監査費用

2. ご請求に必要な書類

①事故報告書 ※適合証明が取消されたら速やかに事故報告ください。

事故報告書は、監査会社からJFSM（食品安全マネジメント協会）への取消の通知に必要な「取消 監査報告書」の下欄「JFS規格 適合証明再取得費用保険チェックリスト（保険事故報告書）」にご記入の上、下記取扱代理店へご提出下さい。

【お問合せ・事故報告等ご連絡先】

一般財団法人 食品産業センター P L 共済業務センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町5番5号 番町フィフスビル5F

TEL 03-6261-7839 FAX 03-6261-7967

E-mail pl-gyomucenter@shokusan.or.jp

②適合証明された施設または施設内の設備・什器の損傷状況がわかる写真

被災時に施設または設備・什器の損傷が分かる写真を撮影し、事故報告時に添付下さい。

写真で当該損傷が確認できない場合は、別途、損傷部の交換・修理見積書または請求書ご提出いただく場合がございます。

③再取得監査費用見積書

※再取得監査が被災日から3年以内を実施されない場合、保険金お支払の対象外になります。

お支払い保険金を算定、確定するために必要となります。

監査会社様におかれましては、本保険金支払い分を含んだ総額で見積書を作成ください。見積書内、本保険金分を割り引き表示される場合は、他の割引と区別して分かるように記載下さい。

例) JFS-B規格 適合証明再取得費用保険金分（予定）▲○○万円

④保険金請求書（右記書類：必要事項をご記入いただき、キリトリのうえご提出ください）

保険金振込先は、被保険者（保険の補償を受けられる方）による立替えが発生しないよう原則JFS規格の再取得監査を実施する監査会社の口座に設定しております。

・その他

その他必要に応じて書類のご提出をお願いする場合がございますことを予めご了承下さい。

ご不明点は取扱代理店または弊社へご相談下さい。

JFS規格 適合証明再取得費用保険金請求書

東京海上日動火災保険株式会社 宛

同意事項

・本書の内容が事実と相違ないことを確認し保険金請求しますので、下記口座にお振込み下さい。振込をもって支払いがなされたものと認めます。
・【個人情報の利用目的】お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の確認や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ（※2）内での確認を含みます。）、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。
（※2）詳細は、弊社ホームページ（<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>）をご参照下さい。

1	保険金請求者 ▶請求者は「被保険者（保険の補償を受けられる方）」となります。
	記入日 20 年 月 日
	住所 〒 -
	フリガナ 印 必ず代表者印をご捺印下さい。
	組織名 印 ご連絡先 TEL - - 日中連絡先 - -
2	保険金振込先 ▶原則JFS規格の再取得監査を実施する監査会社への保険金振込みになります。
い ず れ か ひ と つ	金融機関 <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所
	口座種類 <input type="checkbox"/> 普通・総合 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄
	口座番号
	口座名義 (カタカナ)
	ゆうちょ銀行 通帳記号(5ケタ) 1 0 通帳番号(8ケタ) 1
	口座名義 (カタカナ)
	▲通帳の「郵便振替口座開設(送金機能)」欄に○があることをご確認ください。
3	事故の内容
	発生日時 20 年 月 日 (台風 号)
	発生場所 <input type="checkbox"/> 事故報告書の通り (事故報告書内容に誤りがある場合等は以下にご記入下さい)
	発生状況
4	再取得した適合証明の発行日
	発行日 20 年 月 日

代理店 受領日	保険会社 受領日

202301修正